

平成30年度「親支援講座」事業について

離婚が子どもに与える影響等を親が学び、子どもの福祉の向上を図るため、堺市母子家庭等就業・自立支援センター事業において、親支援講座を実施する。

現状と課題

現状

①平成29年3月堺市子どもの生活に関する実態調査

(問)不安やイライラを子どもに向けてしまうことがあるか

○「よくある」と回答した割合(小学5年生のいる保護者)

一般 **14.3%** < 支援利用者 **22.7%**

⇒ 支援利用者世帯の方が、割合が高い。

(支援利用者世帯:児童扶養手当、就学援助、生活保護のいずれかを利用している世帯)

②離婚が子どもに与える影響等について、第三者が離婚する両親に対して教育する制度がない。

課題

離婚による子どもの影響を学習する取組が必要

親支援講座

(支援内容) 講師による講演、グループディスカッション等

(対象者) 堺市在住の離婚前後の親

(歳出予算) **70,200円** (国庫 35千円、市単 36千円) <国 1/2,市 1/2>

事業の効果

○講座を通じて、離婚が子どもに与える影響や離婚にまつわる子どもの不安などの感情を理解することにより、親が適切に子どもに対応できるようになるなど、子どもの福祉に配慮する意識の形成を図ることができる。

○離婚後の生活を意識することにより、事前に養育費や児童扶養手当など経済的な情報を得ることができ、経済的な不安を軽減することができる。

平成30年度 弁護士による法律相談について

【拡充内容】

現在、センター事業で実施している法律相談を月2回から月3回に拡充する。

【効果】

離婚前後に弁護士による養育費に関する法律相談を実施することで、より専門性の高い養育費取得方法への助言を得ることができ、ひとり親家庭の児童等への養育費の確実な確保につなげ、ひとり親家庭の経済的な安定に寄与するもの。

年度	開催日時	実績(平成28年度)	稼働率(%)
平成27年度	○毎月第3木曜日 ・午後2時～午後3時 ・午後3時半～午後4時半 ⇒ 2コマ	12/24コマ	50.0
平成28年度	○毎月第1金曜日 ・午後2時～午後3時 ・午後3時半～午後4時半 ⇒ 2コマ ○毎月第3木曜日 ・午後2時～午後3時 ・午後3時半～午後4時半 ⇒ 2コマ	28/48コマ	58.3
平成29年度	○毎月第1金曜日 ・午後2時～午後3時 ・午後3時半～午後4時半 ⇒ 2コマ ○毎月第3木曜日 ・午後2時～午後3時 ・午後3時半～午後4時半 ⇒ 2コマ	48/48コマ	67.9 (H29.10時点)
平成30年度 (想定)	○毎月第1金曜日 ・午後2時～午後3時 ・午後3時半～午後4時半 ⇒ 2コマ ○毎月第3木曜日 ・午後2時～午後3時 ・午後3時半～午後4時半 ⇒ 2コマ 【拡充】 ○毎月第2水曜日 ・午後2時～午後3時 ・午後3時半～午後4時半 ⇒ 2コマ	48/72コマ	-

平日の開催日を増やすことで、稼働率UP!

周知が進んだことで、さらに稼働率UP!

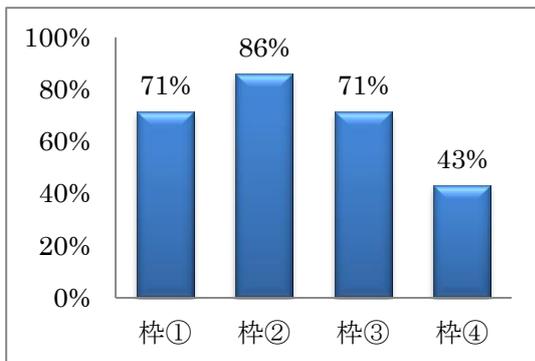
【要求額】

648千円 (1回 54,000円×12ヶ月)

(国庫 324千円、市単 324千円) <国 1/2,市 1/2>

【平成29年度(4～10月)稼働率(詳細)】

<枠別稼働率>



- 枠①・・第1金曜日 (PM2時～3時)
- 枠②・・第1金曜日 (PM3時半～4時半)
- 枠③・・第3木曜日 (PM2時～3時)
- 枠④・・第3木曜日 (PM3時半～4時半)

<月別稼働率>

